

第八十六回
帝國議會
貴族院

兵役法中改正法律案特別委員會會議事速記第一號

付託議案

- 兵役法中改正法律案(陸軍)
- 陸軍軍法會議法中改正法律案
- 海軍軍法會議法中改正法律案
- 現役青年學校職員俸給費國庫補助法案

委員氏名

- 委員長 伯爵山本 清君
- 副委員長 男爵淺田 良逸君
- 侯爵淺野 長武君
- 子爵立花 種忠君
- 子爵谷 儀一君
- 山田 三良君
- 內田 重成君
- 建部 遼吉君
- 男爵井上 清純君
- 田口 彌一君
- 中川 望君
- 上野喜左衛門君

昭和二十年一月二十二日(月曜日)午
前十一時二分開會

○委員長(伯爵山本清君) ソレデハ只
今カラ會議ヲ開キマス、最初ニ御諮リ
ヲ致シマスガ、本委員會ニ付託セラレ
マシタ兵役法中改正法律案外三件、是
等ハ陸海軍關係ノモノヲ一總メト致シ
マシテ政府委員ノ御説明ヲ願ヒ、ソレ
カラ引續イテ文部省關係ノモノヲ御説
明ヲ願ヒマシテ、ソレカラ陸海軍關係
ノモノダケノ審議ヲ進メ、ソレガ終リ
マシタ所デ文部省關係ノ審議ヲ進メタ
イト思ヒマス、ソレカラ次ニ是等ヲ一
括致シマシテ、サウシテ討論採決ニ入
リタイト思ヒマスガ、別ニ御異論ハゴ

ザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(伯爵山本清君) ソレデハ左
様ニ取計ラヒマシテ、先ツ最初ニ政府
委員ノ御説明ヲ願ヒマス、兵役法中改
正法律案

○政府委員(那須義雄君) 只今カラ兵
役法改正ニ關シマシテ御説明ヲ申上デ

マシマス、改正ノ第一點ハ徵兵検査ヲ受ケ
マセヌデ應召致シマシタ第二國民兵ニ
對シマシテ、徵兵検査ニ依ルコトナク
體格相當ノ役種ヲ定ムトスルモノデ
アリマス、元來滿十七歳以上ノ徵兵適齡
未滿ノ男子ハ總テ第二國民兵役ニ服シテ
居ルノデアリマスガ、戰時事變ニ際シ、
必要ニ應ジテ是等ノ者ヲ召集シ得ルコ
トニナツテ居リマス、最近迄ハ是等ノ
者ヲ召集スル必要モ餘リアリマセヌデ
シタ爲ニ、召集ノ對象トシテモ餘リ考
ヘテ居リマセヌデアリマシタガ、戰
局ノ進展ニ伴ヒマシテ、是等ノ者ヲ召
集スル必要ガ起ルコトガ豫想セラレル
ノデアリマス、現在既ニ、從ヒマシテ
是ガ召集準備ヲ概テ完了シテ居リマス、
又外地ニ於キマシテハ既ニ一部是等ノ
者ヲ召集ヲ致シテ居ルノデアリマス、
處ガ、現行ノ法律ノ規定ニ於キマシテ
ハ、是等ノ召集セラレマシタ者ハ徵兵
適齡ニ達シテ居ナイ關係上、入隊當
初ニ於キマシテモ體格相當ノ役種ヲ定
ムルコトガ出來ナイダケデハアリマセ
ヌデ、雖テ徵兵適齡ニ達シマシテモ
一人前ノ軍人ニナツテ居リマシテモ
其ノ際ニ改メテ徵兵検査ヲ受ケネバナ
ラヌコトニナツテ居ルノデアリマス、

申ス迄モアリマセヌガ、軍ニ於キマシ
テハ體格、職業、藝能等ニ應ジマシテ、
適材適所ニ之ヲ充用スルヤウニシテ居
リマスケレドモ、軍隊ニ既ニ入ツテ居
ルニ拘ラズ、體格ニ應ズル役種ノ決定
ダケガ出來ナイコトニナツテ居ルノデ
アリマス、從ヒマシテ適齡前ニ於キマ
シテモ、入隊當初ヨリ體格相當ノ役種
ヲ定メルコトハ、軍戰力上ヨリモ、本
人ノ士氣上ヨリモ必要ト考ヘテ居リマ
スノデ、之ヲ改正シテ戴カウト云フコ
トニナツタ譯デアリマス、之ニ關シマ
スル改正法律案ノ條文ハ御手許ニ差上
ゲテアリマス第六十七條及第六十八
七條ノ二デアリマシテ、之ニ依リマシ
テ召集中ノ者ハ改メテ徵兵検査ヲ受
ケルコトナク、體格相當ノ役種ヲ定
メ、且此ノ徵兵終結處分ヲ受ケタル者
ト同ジヤウニ看做スコトガ出來ルヤウ
ニシテ戴カウトデアリマス、第二ノ點ハ
即日歸郷ヲ致シマシタル者及所定ノ期
日ニ入營不能ノ者等ニ對シマシテ、再ビ
徵兵検査ヲ行フト云フ制度ヲ廢止シテ
戴カウト云フモノデアリマス、從來現役
兵ト定マリマシテ入營致シマスル者ハ、
入營當時ノ身體検査ニ於テ、疾病
其ノ他身體又ハ精神ノ異常等ニ依
リマシテ、三十一日以内ニ治癒ノ見
込ガアリマセヌデ、且勤務ニ堪ヘヌト
認メテ郷里ニ歸サレマスル者ガアルノ
デアリマス、是ト入營前カラ、所定ノ入
營期日カラ三十一日以内ニ入營スルコ
トガ出來ナイ者ハ、更に翌年徵兵検査
ヲ改メテ行フトコトニナツテ居ッタノデ
アリマス、一回徵兵検査ヲ受ケテ既ニ

現役兵ト決定致シマシタル者ヲ、以上
申シマシタヤウナ理由デ、一年間更ニ
入營ヲ遲ラセマスルノハ、今日一日モ
早く皇軍ノ一員トシテ、活躍シヨウト希
望シテ居ル壯丁ノ熱意ニ屈ヒマセヌダ
ケデナク、從來ト異リマシテ、現役兵
ノ入營ガ一年間ヲ遲ジテ數回ニ互ツテ
行ハレテ居リマスル現況ニ於キマシテ
ハ、敢テ態一年間遲ラセテ入營サセル
必要モゴザリマセヌノデ、之ヲ廢止
シテ戴キマシテ、必要ノ期間入營延
期制度ヲシテ置キマシテ、或期間ニナ
レバ入營ヲ改メテ命ズル、斯ウ云フ
風ニシテ戴ク爲ノモノデアリマス、
之ニ關シマスル改正ノ法律案ノ條文ハ
第四十六條等デアリマス、第二ノ點ハ、
戰時、事變ニ際シマシテ、必要ニ應ジマ
シテ徵兵検査ノ實施ヲ延期シ得ル如ク
シテ戴カウト云フモノデアリマス、從
來徵兵検査ハ毎年之ヲ實施スルコトニ
ナツテ居リマシテ、本人ノ都合ニ依ッ
テ翌年ニ延期スルコト云フコトハ認メラ
レテアリマスガ、官ノ都合ニ依リマシ
テ延期シ得ル規定ガゴザイマセヌノデ、
情勢ニ依リマシテ徵兵検査ノ實施ガ不
可能ナル場合ニ於キマシテモ、官トシ
テ之ヲ公示シ得ナイ狀況デアリマス、
目下ノ情勢ニ於キマシテハ、今直チニ
徵兵検査ノ延期ヲ行ハナケレバナラヌ
カドウカト云フコトニ付テハ斷定出來
マセヌガ、今後情勢ノ變化ニ依リマシ
テハ、一部ノ所ニ於キマシテハ徵兵檢
查ヲ延期スル必要ガ生ズル虞ガゴザ
イマスルノデ、新タニ此ノ規定ヲ設ケ
テ戴ク必要ガアルノデアリマシテ、之

ニ關シマシテハ改正法律案ノ最初ニ掲
ゲテゴザイマスル第四十四條ノ二デゴ
ザイマス、以上ヲ以テ御説明ヲ終リマ
スガ、何卒御審議ノ上御協賛アラムコ
トヲ御願ヒ致シマス

○委員長(伯爵山本清君) 次ハ陸軍軍
法會議法中改正法律案ニ付テ政府委員
ノ御説明ヲ願ヒマス

○政府委員(大山文雄君) 只今上程セ
ラレマシタ陸軍軍法會議法中改正法律
案ノ提出理由ニ付キマシテハ、本會議
ニ於キマシテ其ノ要旨ヲ申上デマシタ
ガ、委員會ノ開カレルニ當リマシテ重
複スル點モアリマスガ、更ニ御説明ハ
申上ゲタイト存ジマス、改正ノ要點ハ
三點デアリマス、第一ハ陸軍ノ特設軍
法會議ニ於キマシテハ、長官ハ陸軍ノ兵
科及各部ノ將校ヲシテ法務官ニ代リ裁
判官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得ルノ
途ヲ拓クコトデアリマス、戰地ニ在リ
マスル陸軍ノ特設軍法會議ニ於キマシ
テ法務官タル法務部將校全員ガ戰死、
戰病死、又ハ生死不明トナリマシテ、
而モ戰況上又ハ交通斷絶等ノ理由ニ依
リ、是ガ補充ヲ早急ニ行ヒ得ザル場合
ガアリマス、又多數ノ離島ニ散在スル
陸軍部隊等ニ於キマシテ、犯罪發生ノ
際、交通殆ド杜絶ノ爲、適時法務官ヲ
派遣シ又ハ被告人ヲ引致スルコトガ不
可能ナル場合ガアリマシテ、是等ノ場
合現行法ノ規定ニ依リマスルト、裁判
官タル法務官ノ缺キマシテ裁判ヲ爲ス
ノ途ガアリマセヌ爲ニ、軍ノ統率上甚
ダ適當ナラザルモノガアリマス、仍テ
本案第四十九條ノ二ノ規定ヲ新設致

シ、斯カル場合ニハ、特設軍法會議ノ長官ハ陸軍ノ兵科及各部ノ將校中ヨリ適當ナル者ヲ選ビマシテ、之ヲシテ法務官ニ代リ裁判官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得ルノ途ヲ拓キ、以テ職局ニ即應シ、軍司法ノ運営上遺憾ナカラシメムトスルモノデアリマス、右ノ關係致シマシテ、特設軍法會議ニ於ケル豫審官又ハ檢察官ノ職務代替執行ニ付マシテ、現行第六十三條及第七十條ノ規定ニ於キマシテハ、長官ハ兵科將校ヲシテ豫審官又ハ檢察官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得ル如ク定メラレテアリマスガ、各部將校ニハ及ソデ居リマセヌガ、部隊ノ狀況等ニ依リマシテハ更ニ廣ク適任者ヲ選定セシムルヲ適當トスルモノガアリマス、且第四十九條ノ二ノ規定新設ニ依リマシテ、各部將校ハ法務官ニ代リ裁判官ノ職務ヲ行ハシメラル、コトナル關係ヨリ、此ノ際其ノ範圍ヲ兵科將校ノ外更ニ各部將校ニ迄擴張シ、以テ事態ニ即應シテ豫審又ハ檢察ノ運営上遺憾ナカラシメムトスルモノデアリマス、即チ本案ノ第五十條第六十三條及第七十條中改正ノ規定ガ之ニ當ルデアリマス、第二ハ陸軍ノ軍法會議ノ職員中文官及同待遇者デアリマス、陸軍錄事及陸軍警務ヲ軍人制ニ改メ、陸軍ノ法務部ノ武官及兵ヲ以テ錄事及警務ノ職ニ充ツルコトト爲スコトデアリマス、軍秩維持ヲ主眼トシ、統帥上ノ要求ヲ司法ノ上ニ全幅的ニ反映セシムベキ軍法會議ニ於キマシテハ、身ヲ以テ軍人精神ヲ體得シ、軍紀觀念ニ徹シ、軍事機能ヲ具有スル軍人職員ヲシテ之ガ運営ニ當ラシムルヲ最モ適當且緊要ト致シマス、爰ニ即チ昭和十七年四月一日其ノ基幹職員タル法務官ノ武官制ガ實施セラレタノデアリ

マスガ、其ノ際ニガ補助機關デアリマス陸軍錄事及陸軍警務ノ軍人制ニ付キマシハ、尙研究ヲ要スルモノガアリマシタノデ、一先ツ他日ニ留保セラレ、コトニナツタノデアリマス、然ル處職局ノ進展ニ伴ヒ、軍司法ノ使命ハ益々重キヲ加ヘ、前述ノ法務官武官制ノ趣旨ノ徹底ヲ期スルノ要切ナルモノガアリマス、是等殘餘ノ職員ヲ文官制ノ儘推移スルコトハ適當ナラザルモノガアルノミナラズ、職局ノ苛烈深刻化ニ伴フ兵力ノ増強ノ爲、文官及同待遇者タル陸軍錄事及陸軍警務ノ補充ハ應召其ノ他ノ理由ニ因リ著シク困難トナリマシテ、軍司法運営上ニ支障ヲ來ス虞モアリマスルノデ、之ヲ打開スル爲ニ軍人制ヲ實施シマシテ、以テ決戦下軍司法ノ運営ヲシテ完璧ナラシメムトスルモノデアリマス、即チ現行第三十一條ニ於キマシテ軍法會議ノ職員シテ「陸軍錄事」及「陸軍警務」ナル官ノ設置セラレテアリマスルノヲ廢止致シマシテ、判士、法務官ト共ニ「錄事」及「警務」ナル職ヲ設ケマシテ、其ノ錄事ノ職ニハ陸軍ノ法務部ノ將校、准士官、又ハ下士官ヲ以テ之ニ充テ、其ノ警務ノ職ニハ陸軍ノ法務部ノ下士官又ハ兵ヲ以テ之ニ充ツルコトト爲サムトスルモノデアリマス、法務部將校ノ制度ハ既ニ昭和十七年四月一日ヨリ實施セラレテ居ル所デアリマシタルガ、本法改正ノ上ハ之ニ法務官補職ノ資格ヲ有セザル法務部將校ノ制度及法務部ノ准士官、下士官或ハ兵ノ制度ヲ新設致シマス如ク諸般ノ整備ヲ致シマシテ、本法施行ノ期ト歩調ヲ合セテ實施ノ運ビトナル豫定デアリマス、尙右錄事及警務ノ軍人制ヲ機會ニ軍司法運用上檢察官ノ下ニ其ノ命ヲ受ケ犯罪捜査ヲ行フノ機關ヲ置クコトノ緊要ナル

モノガアリマスノニ鑑ミマシテ、軍法會議ノ長官ハ錄事又ハ警務タル法務部ノ將校、准士官又ハ下士官ヲシテ陸軍司法警察官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得ルコトト致シ、是等ヲシテ檢察官ノ指揮下ニ直接其ノ捜査ノ補助ヲ爲サシムル如ク致サムトスルモノデアリマス、即チ本案ノ第三十一條、第四十二條、第四十三條及第七十三條ノ二ノ規定ガ之ニ當ルデアリマス、第三ハ實務修習中ノ將校ノ勤務ニ服スル法務部見習士官ハ實務修習中ノ法務部將校ト同様檢察官ノ職務ヲ行ヒ、又裁判官ノ評議ノ傍聽ヲ許スコトト爲スコトデアリマス、幹部候補生出身ノ法務部見習士官ハ將校ニ任ゼラル、前ニ相當長期間實務修習ヲ命ゼラルルコトニナツテ居リマス、是等ノモノハ司法官候補タルノ資格ヲ有シ、且陸軍法務訓練所ニ於テ一定ノ教育ヲ受ケマシタ上、部隊附トナリ、將校ノ勤務ヲ命ゼラルルコトニナツテ居リマス、斯カル見習士官ハ實務修習中ノ法務部將校ト同様ニ遇シ、檢察官ノ職務ヲ行ヒ、又裁判官ノ評議ノ傍聽ヲ許スコトト致シ、以テ其ノ實效ヲ擧ゲシメムトスルモノデアリマス、即チ本案ノ第六十九條及第九十六條第一項中改正規定ガ之ニ當ルデアリマス、以上ガ本案ノ要點デゴザイマス、何卒御審議ノ上速カニ御協賛アラムコトヲ御願ヒ致シマス

○委員長(伯山本清君) 次ハ海軍軍法會議法中改正法律案ニ付テ政府委員ノ御説明ヲ願ヒマス

○政府委員(岸田正記君) 只今議題トナリマシタ海軍軍法會議法中改正法律案ノ理由ニ付キマシテハ、爰ニ本會議ニ於テ海軍大臣ヨリ其ノ要旨ヲ御説明申上デマシタガ、本委員會ノ開カレマ

スルニ當リ重複スル點モゴザイマスガ、少シク詳細ニ御説明申上デタイト存ジマス、改正ノ要點ハ二點デゴザイマスガ、第一ハ海軍軍法會議ノ職員中文官及同待遇者タル海軍錄事及海軍警務ヲ廢シ海軍軍法會議法上ノ職タル錄事及警務ニハ海軍ノ法務科ノ特務士官、准士官、下士官又ハ兵ヲ以テ之ニ充ツルコトニ改メタコトデアリマス、軍法會議ガ特別裁判所トシテ設ケラレテ居リマス所以ノモノハ一ニ軍紀ノ維持振肅ト云フ軍統帥上ノ要求ヲ軍司法運営ノ上ニ全幅的ニ反映セシメムガ爲デアリマス、此ノ使命達成ノ爲ニハ斯カル統帥上ノ要求ヲ最モ能ク體得理解シタル軍人ニシテ司法ニ關スル特別教育ヲ受ケタル者ヲ以テ軍法會議ノ職員トスルヲ最モ適當ナル制度デアラル信ズルノデアリマス、斯カル見地ヨリ爰ニ第七十九條會議ニ於テ海軍軍法會議法中改正法律案ニ對スル御協賛ヲ得マシテ法務官ノ武官制ノ實施ヲ見タ次第デアリマス、然ルニ其ノ後職局ハ愈々緊迫シ、今ヤ決戦ノ段階ニ立到リマシテ、軍紀ノ維持振肅ニ對スル要望今日ヨリ大ナルハアリマセヌ、此ノ時ニ當リ此ノ要望ニ應ヘテ活動スベキ軍司法機關ハ假令補助機關ト雖モ軍人精神ヲ體得シ、軍紀ニ慣熟シタル軍人ヲ以テ充テルコトガ最モ適當ト考ヘラレマス、現ニ戰地ヲ始メ各地カラム一々早ク軍人制實施ヲ要望シテ參ツテ居ルヤウナ次第デアリマシテ、今回所要ノ改正ヲ致シタノデアリマス、第二ハ軍法會議長官ニ於テ錄事タル海軍ノ法務科ノ特務士官、准士官及下士官並警務タル海軍ノ法務科ノ下士官ノ中カラ適任者ヲ選ビ、海軍司法警察官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得ルコトトシタノデアリマス、今次戰爭開始以來

海軍部内委員ノ急激増加ニ伴ヒ犯罪數亦激増致シテ參リマシタガ、其ノ中憲兵等專門司法警察機關ヨリ送致セラレルモノハ大體二三割程度デアリマシテ、其餘ノ大部分ハ海軍軍法會議第七十四條及第七十五條ノ規定スル海軍司法警察官職務執行者ヨリ送致セラレテ居ルノデアリマス、此ノ海軍司法警察官職務執行者ハ何レモ艦船部隊等ニ於テ各固有ノ任務ヲ持ツテ居リ、日常極メテ繁劇ナル軍務ニ從事シテ居リマス爲ト、捜査ノ專門家デアリマセヌ關係上、捜査ガ十分デアリマセヌニハ、專門家タル海軍司法警察官ノ送致ノ場合ニ比シ、自ら證據ノ蒐集等ヲ爲スノ要アル場合極メテ多キ實情デアリマス、軍法會議内部ニ在ツテ直接檢察官ヲ補助スル搜查機關有スルコトノ必要ヲ痛感スルノデアリマス、是ガ爲ノ制度トシテハ種々考ヘラレマスガ、現在ノ搜查機關ニ關スル制度ノ根本的改正ヲ來スヤウナ制度ハ、此ノ際差控ヘルヲ適當ト考ヘマス、必要ノ最小限度ヲ充ス意味ニ於テ、長官ガ必要ニ應ジ錄事、警務タル武官中適任者ヲ選ソデ海軍司法警察官ノ職務ヲ行ハシメ得ルコトトシタノデアリマス、此ノ海軍司法警察官職務執行者ハ、同ジク職務執行者デアリマシテモ、元來軍法會議ノ職員デアリ、捜査ニ關係スル事務ヲ本務トスル者デアリマス、又錄事、警務タルベキ者ニハ司法警察ニ關スル教育ヲ行フコトニ致シ豫定デアリマスカラ、所期ノ目的ハ十分達シ得ラル、モノト信ズルノデアリマス、以上ガ本改正法律案ノ目的トスル點デアリマス、何卒慎重御審議ノ上御協賛アラムコトヲ御願ヒ致シマス

○委員長(伯爵山本清君) 次ニ現役青年學校職員俸給費國庫補助法案ニ付テ御説明ヲ願ヒマス

○政府委員(今井建彦君) 現役青年學校職員俸給費國庫補助法案ニ付キマシテ御説明申上デマス、青年學校教員ノ養成機關デアリマスル青年師範學校ハ、昭和十九年度ヨリ師範學校ト同様官立ニ移管セラレテ、專門學校程度ニ昇格致シタノデアリマス、而シテ現制度ニ於キマシテハ、青年師範學校ヲ卒業シタル者ガ公立青年學校ノ教諭トナリ、陸海軍ノ現役ニ服スル者ハ休職トナリ、其ノ休職期間中ノ俸給ヲ支給スルコトヲ得ルコトニナツテ居リマスルガ、今回之ヲ改メマシテ、師範學校ヲ卒業シタル國民學校訓導ニシテ陸海軍ノ現役ニ服スル者ト同ジク其ノ身分ハ現職ト致シマシテ、且俸給ノ三分ノ一ヲ必給スルコトトシ、道府縣立青年學校及之ニ準ズル東京都立青年學校ヲ除キマシタ公立青年學校教諭ニ付キマシテハ、其ノ俸給額ヨリ陸海軍ヨリ支給スル俸給、給料ヲ控除シタル殘額ノ全額ニ付國庫カラ補助スルコトトシ、毎年度之ヲ東京都、北海道地方費及府縣ニ交付スルコトト致シタイト存ズルノデアリマス、此ノ俸給費ヲ國庫ニ於テ補助スル者ノ範圍ハ、勅令ヲ以テ定ムルコトニナツテ居リマスルガ、此ノ範圍モ師範學校ヲ卒業シタル國民學校訓導ノ場合ト全ク同様ニ致シタイト考ヘテ居ル次第デアリマス、尙第一條ノ規定ノ適用ヲ受クル者ノ俸給費ハ、現在ノ青年學校教育費國庫補助法第一條ニ依リ俸給費ノ半額ヲ國庫カラ補助スルコトニナツテ居リマスル分ニハ之ヲ算入セザルコトト致スノデアリマス、以上ヲ以テ御説明ヲ終リマス、何卒速カニ御審

議ヲ賜ハルヤウ御願ヒ致シマス
○委員長(伯爵山本清君) 御諮リ致シマス、今日ハ此ノ程度ニ止メタイト思ヒマスガ、御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○山田三良君 此ノ採決ハ何時ニナリマスカ
○委員長(伯爵山本清君) 採決デゴザイマスカ、是ハ明日ニナリマスカドウカ分リマセヌガ、明日午前十時カラ再開致シマス、學校ノ方ハ陸海軍ノガ濟ミマシテカラ審議ヲ進メタイト思ヒマス、サウシテ先程御話シタヤウニ、終リニ一括シテ討論ト採決ニ入リタイト思ヒマス
○山田三良君 明日モウ一遍關係各省カラ此處(御出ニナリマスカ
○委員長(伯爵山本清君) 陸海軍關係ダケヲ明日審議致シマスガ、模様ニ依ツテソレガ濟メバ……
○山田三良君 陸軍ノ方ノ兵役法中改正法律案ニ付テ質問シタイト思ツタノデスガ、政府委員ガ御歸ニナツタヤウデスカラ……
○委員長(伯爵山本清君) 質問ハ此ノ次ニ御願ヒ致シタイト思ヒマス、明日午前十時カラ開キマス、是ニテ散會ヲ致シマス
午前十一時三十六分散會
出席者左ノ如シ

委員長 伯爵山本 清君
副委員長 男爵淺田 良逸君
委員 侯爵淺野 長武君
子爵立花 種忠君
子爵谷 儀一君
山田 三良君
内田 重成君
建部 遯吾君

男爵井上 清純君
中川 望君

政府委員
陸軍政務次官子爵大島陸太郎君
陸軍法務中將大山 文雄君
陸軍少將那須 義雄君
海軍政務次官岸田 正記君
海軍參與官中野 敏雄君
海軍中將多田 武雄君
海軍少將矢吹 章君
海軍法務少將島田 清君
文部政務次官今井 健彦君
文部次官藤野 惠君
文部參與官子爵三島 通陽君

昭和二十年一月二十三日印刷

昭和二十年一月二十三日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局